

# 介護保険料の改正について

介護保険料は、利用する介護サービスの総費用に応じて決まる仕組みとなっており、利用量が増えれば保険料も増えます。全国的に高齢化が進むとともに、その総費用額も年々増え続けています。

第7期介護保険事業計画の策定に向け、介護保険運営協議会において協議を重ね、平成30～32年度の介護保険料基準月額が**6,300円**に決定しました。(所得に応じ第1～9段階に分かれておりますので、詳しくは裏面をご覧ください。)

## ●第7期介護保険事業計画について

介護保険制度は3年ごとに改正され、市町村ごとに介護保険事業計画を策定します。

今回策定された第7期介護保険事業計画は、平成30年度から平成32年度までの期間となります。

この事業計画の中で、介護保険料も見直しを行います。

## ●介護保険運営協議会による計画策定

第7期介護保険事業計画の策定に向け、保健、医療及び福祉関係者、被保険者代表、学識経験者等12人の委員で構成される屋久島町介護保険運営協議会において、高齢者・要介護者等の現状と推移を踏まえ、計画策定の基本的な考え方や体系、施策展開の骨子、必要なサービス量と保険料等について協議されました。

## ●本町の介護保険運営状況について

平成28年度末現在の第1号被保険者数(65歳以上)は4,197人、要介護認定者数は760人(うち第2号被保険者18名)となっています。本町の平成28年度の介護保険給付実績は総額11億9,880万3,770円で、給付額は年々増加傾向にあります。

## ●介護保険料の基準月額

第6期(平成27～29年度)の介護保険料の基準月額は5,900円で、増加し続ける給付実績に見合うよう第7期(平成30～32年度)においての基準月額もより高く設定しなければなりません。介護給付費準備基金(介護保険給付費の財源不足分を補うための運営資金)で一部穴埋めすることにより、基準月額の増額を抑制した結果、6,300円となりました。

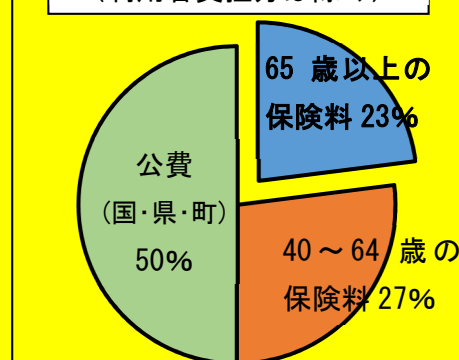


## ●介護保険料基準額の算出方法

第1号被保険者(65歳以上の方)の場合平成30～32年度の高齢者の増加や要支援・要介護認定者の増加を勘案し、3年間に必要となる介護サービスの総費用を推計したうえで、その費用総額の23%を推計人口で人数割したものが、本町の65歳以上の介護保険料の基準額となります。

その基準額をもとに所得段階によりそれぞれの保険料が決まります。

## 介護保険の財源 (利用者負担分は除く)



## ●問い合わせ先

屋久島町役場介護衛生課介護保険係 43-5900 (内線 326・327)

# 第7期計画のうち 平成30年度 介護保険料

(単位：円)

所得段階	対 象 者	保険料率	1ヶ月あたりの保険料	年額保険料	年間増額分
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.45	2,835	34,020	(月額180) 2,160
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.75	4,725	56,700	(月額300) 3,600
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.75	4,725	56,700	(月額300) 3,600
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.9	5,670	68,040	(月額300) 4,320
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入+合計所得金額が80万円を超える人	基準額	6,300	75,600	(月額400) 4,800
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	7,560	90,720	(月額480) 5,760
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上、200万円未満の人	基準額×1.3	8,190	98,280	(月額520) 6,240
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	9,450	113,400	(月額600) 7,200
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得が300万円以上の人	基準額×1.7	10,710	128,520	(月額680) 8,160

## 低所得者の介護保険料が軽減されます

高齢者の増加や要支援・要介護認定者の増加に伴い、介護保険料の増額が見込まれることから、消費税による公費投入で保険料を軽減する仕組みが導入されています。①平成27年4月から最も所得が低い第1段階の保険料が0.05%軽減されていますが、②消費税10%実施後には第1段階から第3段階まで負担の軽減が拡大される予定です。

